



Question 1 介護保険制度について

平成37年には高齢化や生産年齢人口減少により、介護従事者は約38万人不足することが見込まれており、介護従事者を確保することが課題となっている。また、来年に介護保険制度改定され、各市町村は、財政的なインセンティブが付与されることとなっており、それを見据え高齢者の方が住み慣れた地域で、いつまでも暮らし続けられるようにするため、自立支援に資する取り組みを強化し、要介護状態の維持・改善を図り推進することが重要だと考える。

【問1】6月補正予算に計上されている「介護従事者確保事業」の事業内容は。

【答 弁】 施設管理者対象と新人職員対象の2つの研修実施を計画。

- 1) 施設管理者研修は、リーダーとしての心構えや昇進・昇格制度の効果的な活用について学び、各事業所で一人ひとりの職員が成長できる仕組みづくりや組織の活性化を目指す。
- 2) 新人職員研修は、社会人として必須の知識・態度・心構えについて習得、業務を通じて浮上する悩みや不安・問題の解決への方向づけを自力でできるようにし、早期の離職防止につなげることを目指す。

【問2】昨年度介護事業者へ介護ロボットの導入支援を行ったが、導入実績とその効果は。
「6月20日山陽新聞(倉敷・総社版)記事として掲載」

【答 弁】

- 1) 導入実績
 - ・要介護者の睡眠時の状態変化アラームで通知する見守り支援型が43事業所。
 - ・電動モーターなどで介護者の腰の負担を減らす装着型ロボットスーツが14事業所。
 - ・外出支援を目的とした電動アシスト型カートが8事業所。
- 2) 導入効果
 - ・利用者の転倒リスクの軽減、利用者及び介護者の安心感・ストレスを軽減、介護業務の時間短縮・業務の効率化など。

【問3】介護保険制度について、来年度から高齢者の自立支援、介護予防、要介護状態等の軽減に向けた市町村の取り組みが一層加速化するように法改正がなされたが、それに対する取り組み状況は。

【答 弁】

- 1) 生活支援コーディネーターがふれあいサロン等の活動をそガイドブック化し、ふれあいサロンの新たな開設等へつなげている。
- 2) 要支援者等が改善による自立を目指し、リハビリテーション専門職等が集中的に働きかける「体力アップ健幸教室」を昨年度からモデル的に実施中。
- 3) 今年度は、ふれあいサロン運営者などを対象に、リハビリテーション専門職を講師とし、介護予防に資する効果的な体操のやり方等を教える研修会を新たに実施する予定。

- 4) 自立につながるよう、高齢者支援センターの職員等が作成するケアマネジメントの質を高めるための研修を予定。
- 5) 介護事業所等の地域交流スペース等を活用し、医療や介護の専門職と地域住民が協働して体操等に取り組む活動を支援し、地域における介護予防の場の充実を図る予定。

【問4】平成30年度からの第7期介護保険事業計画策定に向けて、地域包括ケアシステムを更に進めていく上での所見とスケジュールは。

【答 弁】

- 1) 保険料の水準や将来的な介護保険制度の持続可能性等に留意し、第6期で開始した認知症施策や介護予防の取組を強化し、健康寿命の延伸を図り要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるようなサービス提供体制の構築が重要であり、地域共生社会の推進に向け、地域の支え合いを強化していくことも必要だと考えている。
- 2) 第7期(平成30年度～32年度)の計画策定を本年度中に策定予定。スケジュールについては、6月29日に第1回目の専門分科会を開催し、市長からの諮問を行う予定で、今年度中に答申をいただき、計画を決定できるように策定専門分科会を5回程度開催する。

Question2 保育園の待機児童について

本市では、昨年4月の待機児童は111人で、昨年度中に保育所などの定員増などにより、223人の定員枠を新たに設けたが、本年4月の待機児童は186人となり、前年より75人増加となった。そのため、本年度末までに206人の定員増加を行うべく整備を進めている。更には、先日、伊東市長は、保育需要の高い中島小学校区、大高小学校区を中心とする地域での創設や増改築などで、合計180人程度の定員増加に向けて新たに保育所の募集を開始した。

【問1】本年4月から退園対象となる年齢を「4歳未満」から「3歳未満」に引き下げたが、その効果と育休退園の対象年齢の更なる引き下げについての考えは。

【答 弁】

- 1) 年齢引き下げの効果は、年間で約60名程度の3歳児が退園することなく、施設の継続利用が可能。
- 2) 更なる対象年齢引き下げについての考え。
 - ・保育所等を継続利用できる児童が増える反面、新規で入園する児童の入園枠が減少するといった影響もある。
 - ・今後の待機児童数の推移や施設整備の状況を考慮することはもちろんのこと、対象年齢が下がるにつれ、保育士の配置数も増えるため、保育士確保が非常に困難な状況のなか、慎重な検討が必要。

【問2】現職の保育士の離職防止や潜在保育士、新規保育士の確保に、重要な役割を果たしている「倉敷市保育士・保育所支援センター」の昨年度の取り組みと実績、また、「岡山県保育士・保育所支援センター」との連携や協働が必要では。

【答 弁】

- 1) 「倉敷市保育士・保育所支援センター」の昨年度の取り組みと実績
 - ・復職希望者を対象とした保育実習11回開催し参加者11人すべてが復職。
 - ・離職防止対策研修会では、年齢ごとのおもちゃづくりや男性保育士の研修会などテーマや対象を変えて実施。また、高梁川流域連携中枢都市圏事業として取り組み、平成28年度は延べ参加者数160人。更には、子育て中の保育士を対象とした交流研修会を2回実施し31名の参加。
- 2) 「岡山県保育士・保育所支援センター」との連携・協働については、開設されたばかりであるため、今後どのような連携が図れるか検討する。

【問3】国から保育士の賃金アップとして支給される助成金は、一部メディアでは、保育士に直接渡されるのではなく、保育所等運営法人にまとめて支給されるので、保育士さんの給与に直接反映されない場合があると報道されているが、本市の状況は。

【答 弁】本市においては、この賃金改善が、確実に保育士の皆様へ配分されるように、各保育所からは、国が提出を求めている賃金改善の計画書や実績報告書に加え、個々の職員の賃金改善状況比較表などを提出して頂き確認を行なっている。

【問4】本市では、平成31年度中の待機児童の解消を目指して取り組んでいる中、政府は待機児童解消の時期を3年延期し平成32年度としたが、本市の待機児童解消時期がずれ込むことはないのか。

【答 弁】倉敷市は、政府が待機児童解消の達成時期を先延ばししたことにかかわらず、施設整備や地域型保育事業の拡大、及び公立幼稚園における預かり保育の充実等により、「くらしき子ども未来プラン」や「倉敷みらい創生戦略」において定めている、平成31年度中の待機児童の解消を目指す。

Question3 個人情報保護法について

個人情報保護法は、個人情報を取り扱う事業者などに対して、個人情報の取り扱い方法を定めた法律で、このほど10年ぶりに改正され5月30日から施行されている。

【問1】今回の改正ポイントは。

【答 弁】

- ①顔認識データ・旅券番号などの「個人識別符号」の定義が新たに規定されることなどにより個人情報の定義の明確化。
- ②人権・信条・病歴等が含まれる個人情報で、その取扱いに特に配慮を要するものを「要配慮個人情報」として定義。
- ③5千人分以下の個人情報を取り扱う事業者を法の適用対象に追加。
- ④特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを「匿名加工情報」とし、その取扱いに関するルールを新たに規定。
- ⑤個人情報の第三者への提供に係る記録作成等の義務化や、個人情報データベースを不正な利益を図る目的で第三者に提供した場合の罰則規定の新設。
- ⑥個人情報取扱事業者に対する監督権限を各省庁から内閣総理大臣が任命する個人情報保護委員会に一元化。
- ⑦国境を超えた法の適用や、外国の第三者への個人データの提供の制限等に関する規定など。

【問2】取り扱う個人情報に5千人以下の会社や町内会などにも、個人情報保護法が適用されたことで、町内会などでは不安の声があるため、個人情報保護法の周知を図って頂きたい。

【答 弁】

市のホームページに法改正の概要を掲載するほか、各所属においても、個人情報の取扱いに関する注意事項をまとめた資料を中小規模事業者や自治会などの関係団体に配布することなどにより、企業や市民への周知を行い、より一層の個人情報の適正な取扱いに努める。

Question4 災害時要援護者台帳について

倉敷市では、本人の同意のもと、災害時に避難支援を必要とする方を掲載した災害時要援護者台帳を作成しており、民生委員、自主防災組織、倉敷市社会福祉協議会、平成27年度から新たに消防機関と警察にも提供し、情報を共有して迅速に避難支援が行えるよう体制強化に取り組んでいる。

【問1】災害時要援護者台帳への掲載基準と掲載人数は。

【答 弁】

1) 掲載基準および該当者人数

65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方、要介護3以上の方、重度の障がいのある方や、難病の方など約9万6千人が対象。

2) 掲載人数は約4万1千人。

- ・災害時に自力で避難することが困難な方で、住所や氏名等を関係団体に情報提供することに同意された方
- ・掲載基準には該当しないが本人からの申し出により台帳への掲載を希望された方。
- ・毎年台帳の更新を実施。新たに対象の調査や、台帳に掲載されていない方に対しては概ね3年毎に再調査を実施。

【問2】町内会や自主防災組織の役員は、定年退職者が多く、特に団塊の世代の方の割合が高く、その方々は平成37年には75歳以上で後期高齢者となり、要援護者側になる可能性が非常に高くなる。更には、現在、国を中心に定年延長の議論があり、現状でも人選が厳しい状況にある町内会や自主防災組織の役員人事が、更に厳しさを増すことが予想されており、要援護者は増加する一方で、避難の手助けを担う方々は減少して行くことに危機感を感じている市民の方々がおられる。そのため、介護認定を受けられた方、障がいを持たれている方、ご病気等により何らかのハンディキャップがある方などは、台帳に掲載されることは当然の事であるが、65歳以上の定義は見直す時期にあると思うが、本市の所見は。

【答 弁】国における高齢者の定義の議論なども注視しながら、地域において、より効果的に活用して頂ける台帳となるように努める。

皆様のご意見や市政についてのご相談は、お気軽にお声掛けやお電話、また、大守秀行ホームページ及びフェイスブックにてご連絡頂きますようお願い申し上げます。